

議案第 124 号 地方独立行政法人市立大津市民病院

中期計画の変更を認可することについてについて

(スライド 2)この度の議案は、総務省が示す「公立病院経営強化ガイドライン」に沿って、中期計画を一部変更することについて、市民病院から市に対し認可申請があったため、市として認可するに当たって地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものです。

(スライド 3)総務省が示すガイドラインに沿っているかについて、市と市民病院で認可中期計画を確認した結果、対応を求められている6つの項目の内容は概ね記載していますが、主に赤色の太い下線のある、

「機能分化・連携強化」

「医師の働き方改革への対応」

「新興感染症への平時からの取組」

「デジタル化への対応」

に関して、追記等が必要となることや、ほかの記載内容で表現を改めることとしました。

(スライド 4)令和4年3月に総務省が示すガイドラインへの対応については、市と市民病院との間で全体スケジュールを調整し、評価委員会や地域医療構想調整会議で説明し、御理解を得てまいりました。

また、市議会にも進捗等を御説明してまいりました。

(スライド 5)本市の場合、市民病院は 地方独立行政法人なので、ガイドラインと照合し、不足する内容に関して中期計画を一部変更することで対応としては適切なのですが、地域の医療機関などから見ると全体像がわかりにくいため、令和9年度までの一体的な取組として、あえて市民病院の経営強化プランの要旨及びこれの概要版を作成しました。

(スライド 6)このスライドは、別途資料として配布している「市民病院経営強化プランの要旨」を1枚の概要版としてとりまとめたもので、ガイドラインで求められている6つの項目ごとにポイントをまとめています。

この概要版と要旨を用いて、市民病院が地域医療構想調整会議で、地域における市民病院の役割や機能などについて説明し、地域の医療機関に合意を得ました。

また、これを基にした中期計画の一部変更に当たっては、評価委員会で審議いただき、「適当である」との御意見をいただきました。

(スライド 7、8) ガイドラインに沿って、中期計画を一部変更する主な内容は、

「機能分化・連携強化」に関しては、分娩の取扱いや、回復期及び慢性期機能を担う病院、消防局との連携の更なる強化について、

「医師の働き方改革への対応」に関しては、タスクシフトの取組などについて、記載しています。

「(新興感染症に関する)平時からの取組」に関しては、感染症医療と一般医療の両立することについて、

「デジタル化への対応」に関しては、医療DXなどについてなどについて、記載しています。

(スライド 9 から 17)中期計画を一部変更する該当部分を全体から抜粋した対照表になります。

いずれも、赤色、下線引き部分が議案の該当箇所になります。

説明資料については、只今御説明したもののほか、市民病院経営強化プランの要旨 と、中期計画の一部変更対照表の全体版を提出しておりますので、

合わせて御確認ください。

以上で、「議案第 124 号地方独立行政法人市立大津市民病院中期計画の変更を認可することについて」の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。